

一般社団法人刀剣文化研究保全機構

定 款

令和7年3月9日 作 成

一般社団法人刀剣文化研究保全機構 定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人刀剣文化研究保全機構と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 当法人は、日本の刀剣等に関する研究活動及び文化活動を支援及び振興するとともに、文化、社会及び産業の連携をはかり、もってわが国の文化の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、下記1.乃至8.の事業を行う。

1. 美術館及び博物館職員等の刀剣文化等に関する調査研究への助成
2. 刀剣等の修復及び新作に関する助成
3. 文化資源及び学術資源の利活用に関する調査研究への助成
4. 前各号に関する出版事業並びに講演会、展覧会等の企画、制作及び運営
5. 前各号に関する情報、資料等の収集、発信及び収蔵に関する事業
6. 美術館、博物館、ギャラリー、図書館等各種文化施設の運営及び管理
7. 著作権及び著作隣接権、出版権等の知的財産権の管理、利用許諾、譲渡及び貸与
8. その他この法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第 5 条 当法人に以下の機関を置く。

1. 社員総会
2. 理事
3. 理事会
4. 監事

第 2 章 社員及び会員

(社員)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、次項の手続きを経た者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。
- 3 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 4 社員は、社員総会において別に定めた場合、会費を納入しなければならない。

(会員)

第 7 条 当法人に前条の社員のほか、次の 3 種の会員を加入させることができる。

1. 個人賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人
 2. 団体賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した法人その他の団体
 3. 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者等で社員総会において推薦された者
- 2 各会員はその種別に応じ、次の各号の手続きを経て入会するものとする。

1. 個人賛助会員及び団体賛助会員 当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得ること
2. 特別会員 社員総会で社員1名以上の者から推薦を受け、社員総会の承認を得ること
- 3 個人賛助会員及び団体賛助会員は、社員総会で別途定める賛助会費をそれぞれ納入しなければならない。

(退社及び退会)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。但し、2か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

- 2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 当法人の社員又は会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員若しくは会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員又は会員を除名することができる。

(資格喪失)

第 10 条 社員又は会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 1年以上会費を滞納したとき。
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
3. 除名されたとき。
4. 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第 11 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員及び会員の入社または入会及び除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに社員に対して発する。
- 3 前項の規定にかかわらず、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく社員総会を開催することができる。ただし、一般法人法第三十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第17条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に保管する。

2 第16条第2項の場合、社員総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上

2. 監事 1名以上

2 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

3 代表理事は、理事会の決議によってこれを定める。

4 理事(清算人を含む。以下この項において同じ。)のうち、当該理事及び当該理事と次に掲げる特殊の関係のある者である理事の合計数が理事の総数のうちに占める割合は3分の1以下とする。

1. 当該理事の配偶者
2. 当該理事の三親等以内の親族
3. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 当該理事の使用人
5. 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
6. 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 増員若しくは任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、それぞれ他の理事又は監事若しくは前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、法令及び本定款の定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。
 - 3 代表理事及び当法人の業務を執行する理事として理事会の決議により選定された理事（以下「業務執行理事」という。）は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 責任)

- 第24条 役員は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、一般法人法第112条の同意、次条第1項の決議または第113条の決議のあるときはこの限りでない。
- 2 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
 - 3 役員が一般法人法第117条第2項各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
 - 4 理事が当法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の理事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(責任の一部免除及び限定)

- 第25条 当法人は、前条第1項の規定にかかわらず、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。その責任の限度額は、一般法人法第113条第1項第2号の規定による最低責任限度額とする。
 - 3 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。その責任の限度額は、一般法人法第113条第1項第2号の規定による最低責任限度額とする。

(報告義務)

第26条 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
2. 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
3. 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(解任)

第28条 理事は、第16条に定める社員総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会で別に定めた規定に基づき、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該理事会においてこれを選任する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第3項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の募集)

第37条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、募集事項、申込み、割当て及び財産の抛却等の手続については、社員総会の決議による決定により、募集の都度、これを定めるものとする。但し、申込み及び割当ての手続きについては、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、これを不要とする。

(基金の抛却者の権利)

第38条 抛却された基金は、基金抛却者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還)

第39条 基金の抛却者に対する返還は、定時社員総会の決議によって行う。

2 返還する基金の総額については、一般法人法第141条第2項の規定に従うものとする。

3 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

4 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

5 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

6 基金の抛却者は、当法人の社員総会の決議による事前の承諾のない限り、基金の返還に係る債権の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または引き受けさせてはならない。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に定時社員総会の日から2週間前の日から5年間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、1. 及び2. の書類については、その内容を報告し、3. 乃至5. の書類については、承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に定時社員総会の日から2週間前の日から5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 本定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(第47条乃至第50条 記載省略)

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上